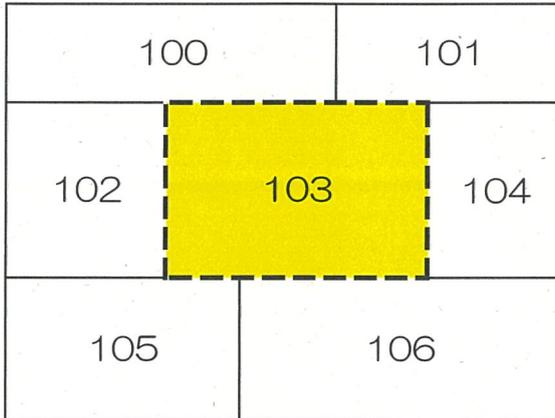


ヒツカイミテイ 筆界未定について

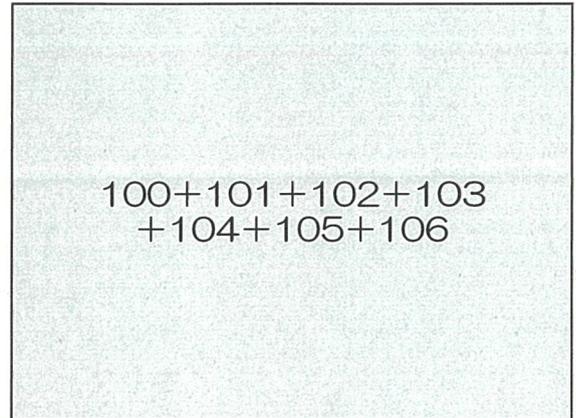
土地所有者が調査に立ち会っても最終的に境界が決まらない場合は、所有者・地番・地目・境界の確認ができなかったということで、「筆界未定」という取扱いになります。

(例1)

103のすべての境界が決まらない場合

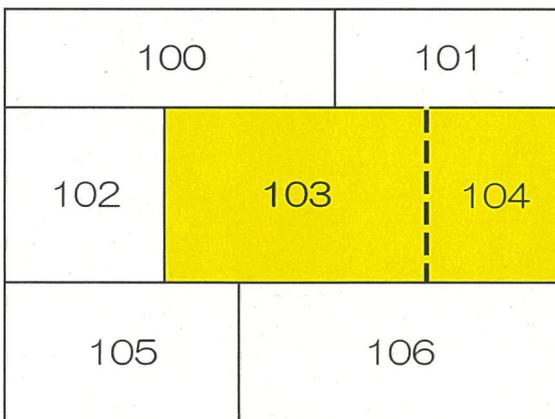


地籍図は、筆界未定地を合わせた表示で作成

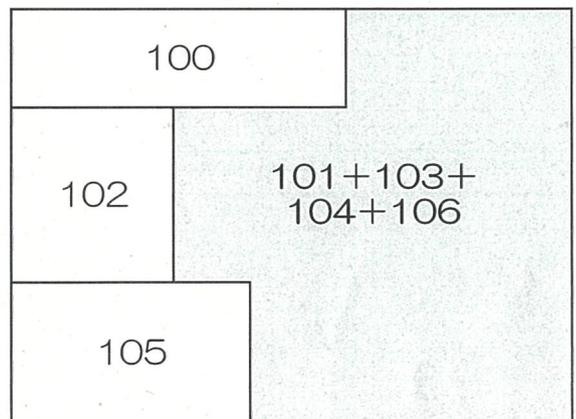


(例2)

103番地と104番地が筆界未定になった場合



地籍図は、筆界未定地を合わせた表示で作成



【筆界未定が及ぼす影響】

- 1 地籍調査事業後に「筆界未定の解除」を行う場合は、当事者が法務局に申請の手続きを行います。その際には、隣接者の同意及び地積測量図が必要で、その費用等は、すべて当事者負担となります。
- 2 相続、贈与、売買などで分筆をする場合、困難になります。
- 3 土地の売買や抵当権などを設定などが難しくなります。

筆界未定となって困るのは、その土地所有者本人と隣接する土地所有者の皆様です。このようなことにならないよう、隣同士がよく話し合って境界を決めていただきますようお願いいたします。